

議案第2号

令和7年度葛飾区 国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度葛飾区の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,850,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、「第2款保険給付費」の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和7年2月14日提出

葛飾区長
青木 克徳

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		10,205,417
	1 国民健康保険料	10,205,417
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		120
	1 手 数 料	120
4 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
5 都支出金		34,069,836
	1 都負担金・補助金	34,069,835
	2 財政安定化基金支出金	1
6 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
7 繰 入 金		4,533,847
	1 繰 入 金	4,533,847
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		40,776
	1 加算金、延滞金及び過料	673
	2 雑 入	40,103
歳 入 合 計		48,850,000

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]